

災害等における燃料の供給等
に関する協定書

海上自衛隊横須賀地方総監部
三重県石油商業組合

災害等における燃料の供給等に関する協定

海上自衛隊横須賀地方総監部（以下「甲」という。）と三重県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害等における燃料の供給等に関し、平素からの態勢を含め、次のとおり協定を締結する。

（適用範囲）

第1条 本協定は、甲が、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく災害派遣、第83条の2の規定に基づく地震防災派遣、第83条の3の規定に基づく原子力災害派遣のために、部隊等を派遣して活動する場合及び同活動のための訓練を実施する場合に適用する。

（燃料の供給）

第2条 甲は、前条の活動に際し、必要があると認めるときは、乙に対し、燃料の供給等について要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、自ら行う業務の範囲内において、可能な限りこれに応じる。ただし、対応が困難な場合は、その旨を甲に通知する。

（燃料供給等の内容）

第3条 燃料供給等の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲が指定する艦船への燃料の優先供給

(2) 本条第1号に付随する業務として、乙の業務の範囲として実施可能な業務（燃料供給栈橋への艦船の係留作業等）

（要請の方法）

第4条 甲は前条の内容に係る要請を優先供給等要請・回答書（別紙様式）（以下「別紙様式」という。）に必要事項を記入の上、乙に送付する。ただし、これにより難しい場合は、口頭又はその他の方法で要請することができる。

2 甲は前項ただし書きにより要請を行った場合は、遅滞なく別紙様式に必要事項を記入の上、乙に送付する。

3 乙は甲から要請された内容を確認し、その処置について速やかに別紙様式に必要事項を記入の上、甲に送付する。ただし、これにより難しい場合は、口頭又はその他の方法で回答することができる。

4 乙は前項ただし書きにより回答を行った場合は、遅滞なく別紙様式に必要事項を記入の上、甲に送付する。

(費用の負担)

第5条 本協定に基づく燃料の供給等に要した費用は、甲が負担する。

(事故等)

第6条 甲と乙は、燃料供給等の際して事故又は不測の事態が発生したときは、所要の措置を講じるとともに、速やかにその状況を相互に通報しなければならない。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、燃料供給等の実施に際し、被災地等の最新の状況を把握するとともに、必要な情報の交換に努める。

(平素の態勢)

第8条 甲は、官公需についての中小企業者の受注の供給に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「中小企業者に関する契約の基本方針」により、平素から安定した燃料等の供給態勢を維持するため、積極的にウェブサイトを活用するなどして発注情報の提供を行い、効率性に配慮しつつ乙の受注機会の増大に努める。

2 乙は、甲が提供する発注情報を積極的に活用し、乙又は乙に所属する組合員の受注機会の増大を図る。

(訓練の実施)

第9条 甲及び乙は災害等に備え、平素から、甲乙協議の上、訓練を実施するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙で協議する。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保管する。

優先供給等要請・回答書

要 請					回 答		
番号	日 時	場 所	対 象	業務 内容	供給燃料等の種類 (数量)	備 考	備 考

注 1 : 要請が複数ある場合は、その能否結果が判明した都度、回答する。

注 2 : 要請どおりの燃料数量が供給できない場合は、備考欄にその旨を記入して回答する。

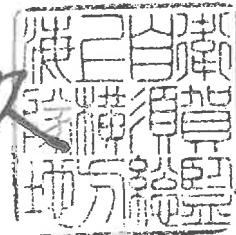
要 請	
担当所属部署 担 当 者 名 担当者連絡先 発 信 日 時	TEL : E-mail :

回 答	
担当所属部署 担 当 者 名 担当者連絡先 発 信 日 時	TEL : E-mail :

令和5年 1月 11日

甲 海上自衛隊 横須賀地方總監

海 将 乾 悦 久



乙 三重県石油商業組合

理事長 龜井 喜久雄



